

工事事故を起こさないために適切な工具の使用を！

～工具の使用、点検・整備は適切に行いましょう～

電動丸ノコはDIYでも使用されるくらいに身近で便利な工具ですが、その反面毎年多数の事故が発生しています。そのため、事業者には、厚生労働省通達（平成22年7月14日付基安発0714第1号）により、丸ノコ等を使用する業務に就かせる労働者に対する安全教育の実施が求められています。

事事故例 丸ノコの不適切な使用により事故が発生

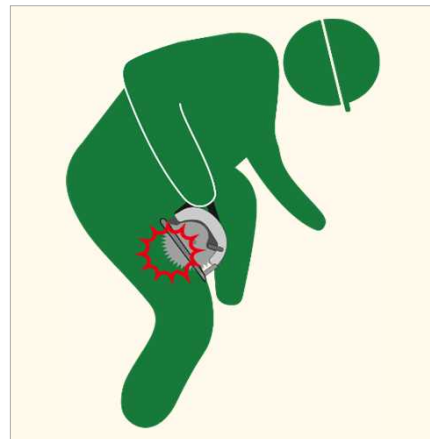
【事故概要】集水桝嵩上げで、型枠のコンパネを電動丸ノコ切りで切断していたところ、1枚目の加工を終えた作業員が、回転したままの丸ノコを持ったまま、2枚目の材料を取ろうとして、右足のひざ上を負傷した。

【主な要因】①安全装置（カバー）について、有効な状態で使用されるように点検・整備を行っていなかった。
②元請け事業者は、労働者が労働安全衛生法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかった（安衛法29条違反）。
③適切な作業台、作業姿勢で安全に作業出来るようにしていなかった。

【再発防止対策】①使用器具の使用前点検の徹底、安全装置の確実な作動を点検表により元請が確認する。
②適切な作業台、作業姿勢で安全に作業できるよう現地確認を行い、安全作業手順を取り決め、周知教育を行う。

労働基準監督署より元請（安衛法第29条）および下請（安衛法第20条）に是正勧告が出された。

- ・安衛法第29条：元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- ・安衛法第20条：事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 一 機械、器具その他の設備による危険



安全カバーが適切な位置にある状態
事故当時の状況
(安全カバーの位置が不適切)

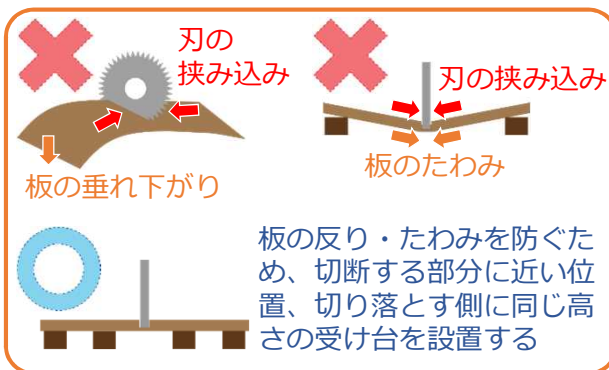


安全カバーが降りて適切な状態



安全カバーが上げた状態で固定されていた

キックバックについて



丸ノコ等の電動工具使用時の注意点

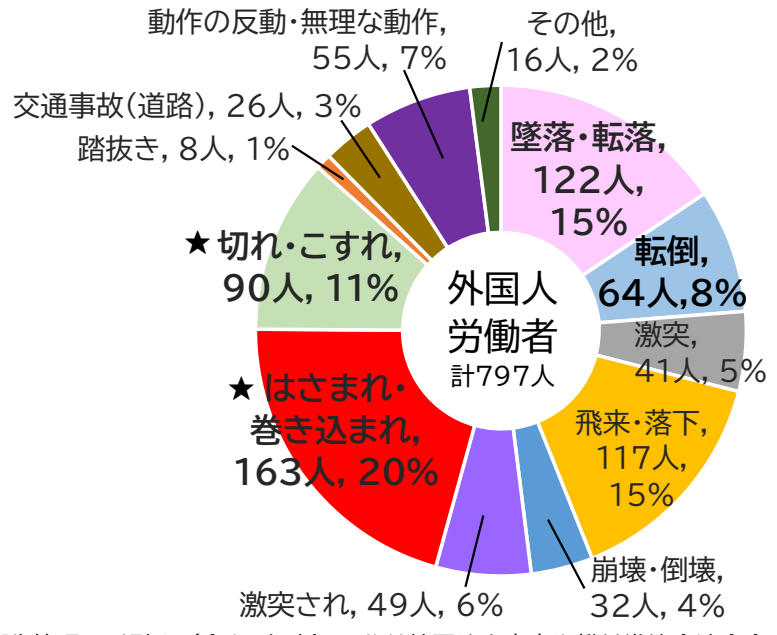
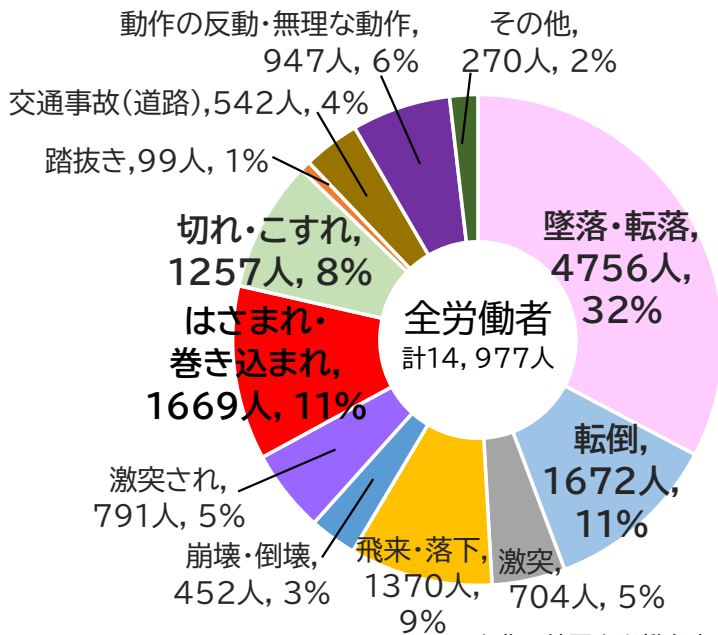
- 使用前に安全カバーが確実に作動するか、刃の破損、各部のボルト・ねじなどのゆるみがないか等の点検を行いましょう。点検は電源コードを抜いた状態で行いましょう。
- 作業時にはヘルメット、必要に応じて手袋、保護メガネ、粉塵マスク、安全靴等の保護具を着用しましょう。ダブダブの衣服や装身具は回転部に巻き込まれる恐れがあるので着用しないようにしましょう。
- 作業台は平らで、湿気のない、安全な広さの、整理された、十分に明るい場所、に設置しましょう。
- 刃物が切口に挟まったり、何らかの理由でノコ刃が止まった場合は、スイッチを切ってノコ刃が完全に停止するまで工具を動かさないで保持しましょう。（ノコ刃が動いている間に切断方向以外に工具を動かすと、キックバックを招く恐れがあります）

作業者本人と周囲を守るため、工具は正しく使用しましょう

外国人労働者の事故（労働災害）が増加しています！ ～外国人労働者特有の事情を理解して安全対策を徹底しましょう～

外国人労働者は全労働者と比較して「墜落・転落」「転倒」の割合が低い一方、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」の割合が高い傾向がみられます。このことから立入禁止措置の徹底が重要といえます。

建設業における死傷者数（令和2年）



出典：外国人労働者安全衛生管理の手引き（令和3年度）、公益社団法人東京労働基準協会連合会

立入禁止箇所や注意喚起、禁煙場所や休憩場所の案内などは、イメージしやすいイラスト等のデザインと多言語表記を併せた標識を用いて周知することが有効です。

👉 建設業労働災害防止協会ホームページに「統一安全標識」が公表されています。考え方や運用の手引きも示されていますので参考にして、安全確保とルールの徹底を図りましょう。

https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/index.html



イラスト

多言語表記

出典：建設業労働災害防止協会HP

外国人労働者の多くは、来日の前後に日本語教育を受けていますが、片言の日本語を理解できる程度の語学力しか習得していない場合が殆どです。そうした語学力の範囲で意思疎通を図るためには、周囲が「**わかりやすい・やさしい日本語**」を使う配慮が必要です。

例えば、**文章は短く、語尾を明瞭にし、文章を区切る**※。あいまいな表現や擬態語・擬音語（ピカピカ、サッと、ガシャン等）は使わない。カタカナ・外来語は出来るだけ使わない。操作盤等は指差して説明、工具等は実物を見せる等が有効です。

※例「説明をするので、こちらの椅子に座っていただけますか」⇒「説明をします。この椅子に座ってください」

👉 詳しくは「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を参考にしてください。
https://toukiren.or.jp/fresc/pdf/tebiki_20220520_all.pdf

👉 東京労働基準協会連合会外国人在留支援センター安全衛生班のホームページでは、外国人労働者に対応した安全衛生情報がまとめられています。

また、安全衛生教育用資料・教材、技能講習の実施教習機関、労働災害が発生したときの手続き等について無料で相談できますので活用してください。

https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub_menu06



外国人労働者の日本語理解度を把握しながら、継続的に教育しましょう